校友会会則

互　助　契　約　書

（校友会会員と派遣歯科医師）

本契約書は，日本歯科大学校友会会員診療所業務継続互助事業としての会員診療所と依頼された派遣歯科医師との間に取り交わされるもので，依頼会員を甲とし，派遣歯科医師を乙とし，下記の通り契約する。

第１条　乙は下記の場所において下記の業務を甲の指示に従い誠実に行うものとする。

・場所（住所）

（医療機関名）

・業務歯科診療及び歯科診療に伴う諸事。

第２条　契約期間は，次の通りとする。

・自　　　　　　年　　月　　日

・至　　　　　　年　　月　　日

第３条　就業時間は，次の通りとする。

・始業　　午前　　時

・終業　　午後　　時

・休憩時間　　　時より　　　時まで

曜日は

・始業　　午前　　時

・終業　　午後　　時

第４条　休日は，甲の休診日とする。

第５条　給与は，１日　　円（税込）とし，それに勤務した日数を乗じた金額を支払う。

第６条　通勤出来る場合は，通勤交通費を支給する。又，通勤出来ない場合は，宿泊所を提供するか，宿泊費を支給する。

第７条　止むを得ない理由で就労出来ない日は，その前日までに連絡をしなければならない。

第８条　乙が診療において重大な過失を犯し，若しくは，前条の連絡をしばしば怠るなど甲の診療業務に重大な支障を生じさせた場合には，校友会会長及び学部長もしくは病院長に報告し事案を処理する事とする。

第９条　本契約書に定め無き事項については，甲と乙は，誠実にお互いに善意をもって協議して決定するものとする。

本契約の成立を証するため，本書面を２通作成し，甲乙が各１通を所持する。

　　　　　年　　月　　日

甲　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　印

乙　　住　所

所　属

氏　名　　　　　　　　　　　印